

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第47号

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年四日市市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育長等の補助執行事務）</p> <p>第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで （略）</p> <p><u>(7) 四日市市奨学金に関すること。</u></p> <p><u>(8) 学校給食費に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> （略）</p>	<p>（教育長等の補助執行事務）</p> <p>第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで （略）</p> <p><u>(7)</u> （略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務部総務課）